

令和 7 年 2 月 1 日
京都市上下水道局
総務部契約会計課
技術監理室監理課

現場代理人の常駐義務の取扱い及び工事請負契約約款第 7 条に基づく通知について

工事における現場代理人の常駐義務については、令和 5 年 3 月 20 日付け京都市上下水道局総務部契約会計課通知の内容により取り扱っているところですが、この度、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、同通知の 2(1) (他の工事現場との兼任を行うための条件のうち工事請負金額の要件) 及び工事請負契約約款第 7 条に基づく通知について、下記のとおり変更しますので、ご注意いただくようお願いいたします。

記

1 変更内容

	変 更 前	変 更 後
現場代理人の常駐義務の取扱い	他の工事との兼任を行うための条件 「税込請負金額が <u>4,000 万円</u> (建築一式工事については <u>8,000 万円</u>) 未満であること」	他の工事との兼任を行うための条件 「税込請負金額が <u>4,500 万円</u> (建築一式工事については <u>9,000 万円</u>) 未満であること」
工事請負契約約款第 7 条に基づく通知	下請代金総額が <u>4,500 万円</u> (建築一式工事は <u>7,000 万円</u>) 以上となる場合には、特定建設業許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。	下請代金総額が <u>5,000 万円</u> (建築一式工事は <u>8,000 万円</u>) 以上となる場合には、特定建設業許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。

2 変更様式

「下請負契約等通知書・変更通知書」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000319861.html>

「現場代理人等通知書・変更通知書」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272500.html>

3 実施時期

令和 7 年 2 月 1 日から実施します。

※ 令和 7 年 1 月 31 日以前に入札公告等を行った案件についても適用

4 その他

建設業法等の改正による技術者制度の改正の概要について、参考に別紙のとおりお知らせします。

[参考] 建設業法等の改正による技術者制度の改正

(1) 監理技術者・主任技術者が複数の工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されます。

		改正前	改正後
建築工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満〔7年2月から〕
	特例1	—	<u>I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）
その他	通常	契約金額（税込）4千万円未満	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満〔7年2月から〕
	特例1	—	<u>I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）

※ 通知冒頭のとおり、本市の現場代理人の常駐義務を緩和する工事等の上限額も、上記に準じ、令和7年2月から、契約金額（税込）4千万円未満（建築工事では8千万円未満）から4千5百万円未満（建築工事では9千万円未満）に引き上げます。

(2) 営業所技術者・特定営業所技術者が工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されます。

		改正前	改正後
建築工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満〔7年2月から〕 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕
その他	通常	契約金額（税込）4千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満〔7年2月から〕 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕

(3) 特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額の緩和

建設物価の上昇に対応するため、令和7年2月から特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額が引き上げられます。

	現行	令和7年2月から
建築工事	下請金額（税込）7千万円未満	下請金額（税込） <u>8千万円</u> 未満
その他	下請金額（税込）4千5百万円未満	下請金額（税込） <u>5千万円</u> 未満